

石川県公報

平成25年4月5日
第12584号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○公金の収納事務の委託 (医療対策課)	1
○都市計画の変更 (都市計画課)	1
○県道の区域の変更 (道路整備課)	1
○県道の供用の開始 (同)	2
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正 (出納室)	2
公 告	
○特定鳥獣保護管理計画の策定公告 (自然環境課)	2
○建築士法に基づく都道府県指定登録機関の変更の届出の公告 (建築住宅課)	2
○都道府県指定試験機関の変更の届出の公告 (同)	3
○建築士法に基づく指定事務所登録機関の変更の届出の公告 (同)	3

告 示

石川県告示第162号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。
平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立中央病院の診療費等の収納事務	金沢市北安江1丁目3番24号	株式会社 ソラスト 北陸支社	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
石川県立高松病院の診療費等の収納事務	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社 ニチイ学館	〃

石川県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
七尾都市計画臨港地区	七尾市大田町の一部	石川県土木部都市計画課及び七尾市建設部都市建築課

石川県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成25年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
五十里深見線	鳳珠郡能登町字北河内夕部2番1地先から	旧	5.61～45.46	882.1	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡能登町字北河内壺四字13番3地先まで	新	8.54～50.45	882.1	

石川県告示第165号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年4月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
五十里深見線	鳳珠郡能登町字北河内夕部2番1地先から 鳳珠郡能登町字北河内壺四字13番3地先まで	平成25年4月5日	奥能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第166号

石川県証紙売りさばき人指定（昭和48年石川県告示第380号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から18の項までを1項ずつ繰り上げる。

公 告

特定鳥獣保護管理計画の策定公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、特定鳥獣保護管理計画を次のとおり定めた。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 特定鳥獣保護管理計画

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。）

2 策定年月日

平成25年3月26日

建築士法に基づく都道府県指定登録機関の変更の届出の公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定登録機関から、次のとおり指定登録機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定登録機関の名称

社団法人石川県建築士会

- 2 変更後の指定登録機関の名称
一般社団法人石川県建築士会
- 3 変更年月日
平成25年4月1日

都道府県指定試験機関の変更の届出の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定試験機関から、次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定試験機関の名称
財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更後の指定試験機関の名称
公益財団法人建築技術教育普及センター
- 3 変更年月日
平成25年4月1日

建築士法に基づく指定事務所登録機関の変更の届出の公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第26条の3第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定事務所登録機関から、次のとおり指定事務所登録機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定事務所登録機関の名称
社団法人石川県建築士事務所協会
- 2 変更後の指定事務所登録機関の名称
一般社団法人石川県建築士事務所協会
- 3 変更年月日
平成25年4月1日

